

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行(当該日は、
が休日と
ある翌日)

第一条 知事が依頼を受けて行なう鶏の経済能力検定（以下「検定」という。）については、この規程の定めるところによる。

（検定）

第二条 検定は、鳥取県中小家畜試験場（以下「試験場」という。）において行なうものとする。

第三条 検定は、養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定による登録を受けたる化業者が販売する卵用鶏ひなであつて、交配様式の明らかなものについて行なう。

第四条 検定は、試験場の長が定めた事項について行なうものとする。

（検定の開始時期）

第五条 検定は、毎年四月一日に開始するものとする。ただし、知事が特別な事情があると認めた場合は、四月一日から同月七日までの間に開始することができる。

（検定の期間）

第六条 検定の期間は、餌^え付けした日から五百日間とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、これを延長することができる。

（検定の開始羽数）

第七条 検定は、その対象とするひな一品種につき、初生ひなめす五十羽をもつて開始するものとする。ただし、餌^え付け後六日までは予備ひなを五羽置くことができる。

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取県鶏経済能力依頼検定規程を次のように定める。

昭和四十年七月二十日

告示

- ◇告示 烏取県鶏経済能力依頼検定規程
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
- 道路の位置の指定
- 道路の指定の廃止
- 道路交通法による聴聞会の開催
- 正誤 昭和四十年七月十六日付け鳥取県告示第三百七十号中訂

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井猛夏

鳥取県鶏経済能力依頼検定規程

（この規程の趣旨）

00491

(第三種郵便物認可)

昭和40年7月20日

火曜日

鳥

県取公報

(検定の依頼)

第八条 検定を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、検定を受けようとする鶏の品種ごとに、別記様式による依頼書を1月十五日前までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の依頼書を受理したときは、検定を行なうかしないかを決定し、その結果を依頼者に通知するものとする。

(検定の中止)

第九条 知事は、検定を受けている鶏が疾病にかかるた等の理由により検定の続行を不適当と認めたらしくは、検定を中止することができる。

(検定の成績の公表)

第十条 知事は、検定の成績を公表するものとする。

（ひな又は種卵の譲受け等）

第十一條 検定のため抜毛取つたひな又は種卵は、県が無償で譲り受けけるものとし、その搬入に要する費用は依頼者の負担とする。

(難則)

第十二条 この規程に定めるもののほか、検定に関し必要な事項は、試験場の長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和四十年七月二十日から施行する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事印

第3650号

住所
氏名

④

鶏の経済能力検定を受けたいので鳥取県鶏経済能力依頼検定規程により
依頼します。

1 ふ化業者の登録番号及び登録年月日

2 品種

3 等級銘柄

4 交配様式

5 検定を依頼する鶏と同級銘柄の鶏を生産する種鶏の羽数

6 前年にふ化した羽用鶏めすひなの総羽数

7 前年にふ化した検定を依頼する鶏と同級銘柄のめすひなの総羽数

8 検定を依頼するひなの販売価格

別記様式

鶏経済能力検定依頼書

年 月 日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県知事

殿

| 名 称 | 所 在 地 | 診 療 科 | 名 | 開設者氏名 | 指 定 年 月 日 | 採用点数表 |
|--------|----------|----------------|----|-------|------------|-------|
| 大石小兒科 | 倉吉市西仲町 | 小兒科 | 大石 | 恒善 | 昭和四十年六月三十日 | 乙表点数表 |
| 森下医院 | 八頭郡河原町河原 | 内科、小兒科 | 森下 | 阜郎 | " | " |
| 松田" | 日野郡日野町根雨 | 内科、外科、小兒科、放射線科 | 松田 | 泰彦 | " | " |
| 岩間薬局 | 倉吉市瀬崎町 | 歯科 | 岩間 | 豊 | " | " |
| 山口歯科医院 | 米子市立町四丁目 | 歯科 | 山口 | 富二雄 | 十日 | 歯科点数表 |

鳥取県告示第三百七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 鳥取県総務部長 中 井 猛 夏 | 氏 名 住 所 登録の記号番号 登 錄 年 月 日 |
| 近藤 医院 | 岩間 久典 倉吉市瀬崎町二七七一 烏葉 一五九 昭和四十年七月八日 |
| 鳥取市下味野三三六番地 | 佐野 正治 気高郡氣高町宝木 鳥医一一三五 " |

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年七月十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取市湖山町一
四五番地

木下 治人

鳥取市湖山町字大石橋
七九二番地の一部
七九二番二の一部
七九二番五の一部
延長一五四・四五メートル

申請人の住所氏名
鳥取市湖山町一
四五番地

道路の位置の指定場所
鳥取市湖山町字大石橋
七九二番地の一部
七九二番二の一部
七九二番五の一部
延長一五四・四五メートル

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

道路の幅員及び延長
幅員 四メートル

鳥取県告示第三百八十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年七月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

鳥取県公安委員会告示第二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聽聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

公安局員會告示

昭和四十年七月二十日

鳥取縣公安局委員會委員長井上善

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十年七月二十九日 午後 時から

鳥取市書方

鳥取県告示第三百八十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき指定した道路の一部を次のとおり昭和四十年七月十五日廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

00487

(第三種郵便物認可)

| | | | |
|------------------|---------|----|----|
| 八頭郡用瀬町安蔵三二二の一 | 自動車等運転者 | 谷村 | 正義 |
| 八頭郡八東町大字日田七七一 | 自動車等運転者 | 山本 | 和男 |
| 八頭郡河原町大字河原一〇三三の一 | 自動車等運転者 | 安田 | 健治 |
| 氣高郡鹿野町鹿野一四一三 | 自動車等運転者 | 田中 | 勇 |
| 倉吉市上古川三の一 | 自動車等運転者 | 村上 | 太郎 |
| | 自動車等運転者 | 熊谷 | 永久 |

正 誤

昭和四十年七月十六日付け鳥取県告示第三百七十号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞段行

終りから四及び三

浜 誤

濱 正